

野田市コミュニティ助成事業（地域防災組織育成事業）

補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業助成金を財源として、野田市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野田市補助金等交付規則（平成28年野田市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する地域防災組織育成助成事業であって、センターが助成事業として決定したものとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、野田市自主防災組織育成事業交付規則（平成18年野田市規則第21号）第2条第1項第1号に規定する自主防災組織であって、センターが助成を決定した助成対象事業を実施する団体とする。

（補助金の対象経費及び額）

第4条 補助金の対象となる経費及びその額は、センターが助成を決定したものとする。

（交付申請及び審査）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、野田市コミュニティ助成事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 事業計画書
- (3) 最新の収支予算書及び収支決算書
- (4) 事業に係る見積書の写し

- (5) 事業内容に関する資料
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請の提出があったときは、前項第2号に掲げる計画書の内容を審査し、事業計画書提出団体が複数ある場合には、推薦順位を定め、センターへ進達するものとする。
- 3 前項の推薦順位は、別表によるものとする。
- (交付決定)

第6条 市長は、センターから助成決定の通知を受けたときは、野田市コミュニティ助成事業補助金交付決定（不交付）通知書（別記第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後において補助金の額又は事業内容を変更しようとするときは、野田市コミュニティ助成事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更となる事項に関する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、センターから前項の規定による申請の決定があったときは、野田市コミュニティ助成事業補助金変更承認決定（不承認）通知書（別記第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、野田市コミュニティ助成事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び請求書の写し
- (3) 事業完成写真（宝くじ広報表示が見えるもの）
- (4) 事業に関する管理運営規定、備品台帳等
- (5) 使用する場所に係る資料

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定)

第9条 市長は、センターから額確定の通知を受けたときは、野田市コミュニティ助成事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、野田市コミュニティ助成事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行し、令和9年度分の補助金から適用する。

別表（第5条）

団体名	申請履歴	防災訓練	ながら訓練	避難所運営委員会	資機材交付	合計得点	優先順位
							1
							2
							3

評価項目	点数/回
申請履歴	2点

評価項目	前回交付	点数
資機材交付	5年未満	0点

防災訓練	2点			5年以上10年未満	1点
ながら訓練	1点			10年以上	2点
避難所運営委員会	4点				

備考

- 1 推薦順位については、申請のあった年度の前年度における活動実績を基準とする。
- 2 事業計画書提出団体が複数ある場合であって、審査の結果、同点の場合には、避難所運営委員会、防災訓練の順に点数が高い団体を優先する。なお、審査に当たり、別表に掲げる項目に該当がない場合にあっては、事業計画書の内容をもとに推薦順位を決定する。

別記第1号様式（第5条第1項）

年 月 日

野田市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

野田市コミュニティ助成事業補助金交付申請書

野田市コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|--------|---|---|---|
| 1 | 経費所要総額 | | | | 円 |
| 2 | 交付申請額 | | | | 円 |
| 3 | 補助事業の内容 | | | | |
| 4 | 事業期間 | 着手（予定） | 年 | 月 | 日 |
| | | 完了（予定） | 年 | 月 | 日 |

別記第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市コミュニティ助成事業補助金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市コミュニティ助成事業補助金の交付について、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|----------|------|---|-----|
| 1 通知内容 | 交付決定 | ・ | 不交付 |
| 2 交付決定額 | | | 円 |
| 3 補助等の条件 | | | |
| 4 却下理由 | | | |

年 月 日

野田市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

野田市コミュニティ助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった野田市コミュニティ助成事業補助金の交付申請内容について、下記のとおり変更したいので、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額 円

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更となる事項に関する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

別記第4号様式（第7条第2項）

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市コミュニティ助成事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった野田市コミュニティ助成事業補助金の変更について、次のとおり決定したので、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第7条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|-------------|-----|---|-----|
| 1 決 定 事 項 | 承 認 | ・ | 不承認 |
| 2 変更後の交付決定額 | | | 円 |
| 2 不承認の理由 | | | |

年 月 日

野田市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

野田市コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった野田市コミュニティ助成事業補助金の実績について、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業年度	年度
経費所要総額	円
交付決定額	円
着手及び完了年月日	着手年月日 年月日 完了年月日 年月日
添付書類	1 収支決算書 2 領収書及び請求書の写し 3 事業完成写真（宝くじ広報表示が見えるもの） 4 事業に関する管理運営規定、備品台帳等 5 使用する場所に係る資料 6 その他（ ）

別記第6号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市コミュニティ助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった野田市コミュニティ助成事業補助金については、下記のとおり確定したので、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第9条の規定により通知します。

記

1 交付確定額

円

年 月 日

野田市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

野田市コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付確定のあった野田市コミュニティ助成事業補助金について、野田市コミュニティ助成事業補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店・支店
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		